

○南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

平成 27 年3月 18 日告示第 18 号

南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、住民団体等が地域の課題解決や特色ある協働のまちづくりの推進に向けて、自主的に取り組む公益的で非営利な活動事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南幌町補助金等交付規則(昭和 51 年規則第4の1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の予算額は、当該年度の個人町民税現年課税予算額の1%相当の額を上限とし、町長が定める額とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、南幌町内に事務所及び活動場所を有する団体で次の要件を満たすものとする。

- (1) 5人以上の会員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等を持ち、自主的で継続的な活動のできる団体であること。
- (3) 年間の活動計画があり、団体等の予算・決算が適正である団体であること。
- (4) 当該年度において本町から団体運営に関する補助金を受けている団体でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) その他町長が特に認める団体

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、協働のまちづくり事業、地域コミュニティ活性化事業、フォローアップ事業および町内会等交流助成事業の4種類とし、その要件及び補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、既存の団体活動事業については、新たな工夫が加えられる場合は対象とする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 専ら営利のみを目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 団体の経常的な活動事業
- (4) 地域住民の交流行事等の親睦会的な事業
- (5) 施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (6) 法律、条例、公序良俗などに反する事業
- (7) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助の期間及び回数)

第4条 事業期間は、単年度を原則とする。ただし、明確な事業計画のある事業については、原則として3年を限度に継続を認めることができる。

- 2 前項ただし書きに該当する場合においても、毎年度申請を行い、審査の対象となるものとする。

(補助の件数及び補助金額)

第5条 補助の件数は、予算の範囲内において、協働のまちづくり事業、地域コミュニティ活性化事業、フォローアップ事業および町内会等交流助成事業地事業のうちから決定する。

- 2 補助金額は別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を別に指定された期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第1号の別紙1)
 - (3) 収支予算書(様式第1号の別紙2)
 - (4) 団体概要調書(様式第1号の別紙3)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は円滑な事業推進のために本町の支援が必要な場合は町長に申し出ることができる。
 - 3 前項の申し出があった場合、町長は担当する課等を指定する。

(事前着手)

第7条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届(様式第2号)を町長に提出したときは、この限りでない。

(審査)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請に係る審査について、南幌町まちづくり活動支援会議(以下「支援会議」という。)に諮らなければならない。

2 前項の審査にあたり、申請者は事業内容や期待する効果などについて支援会議に説明するものとする。

3 支援会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金等の交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。ただし、補助金額は、交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、次に掲げる書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して14日を経過した日までに町長に提出するものとする。

(1) 南幌町まちづくり活動支援事業実績報告書(様式第3号)

(2) 事業実績書(様式第3号の別紙1)

(3) 収支決算書(様式第3号の別紙2)

(4) 写真等(事業の実施状況が分かるもの)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、支援会議が開催する報告会において、当該事業の成果や波及効果などについて発表を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日告示第41号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第31号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

| 事業名 | 交付の対象となる事業 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---------------|--|---|--|
| 協働のまちづくり事業 | <p>いずれかの要件を満たす事業</p> <p>1) 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業。</p> <p>2) 町と協働して取り組むことにより、地域課題の解決及び相乗効果が期待できる事業</p> <p>3) 魅力あるまちづくりや地域創生に関して、効果の見込める事業</p> | <p>補助の対象となる経費は、事業実施に当たり当該団体等が負担する経費とする。ただし、人件費、光熱水費等の運営経費、用地購入経費、慰労会経費、備品等は除くものとする。</p> | <p>補助率 8/10以内</p> <p>補助上限額 80万円</p> <p>※ただし当該事業において国、道、または他の支援団体などの補助制度を受けている場合は、補助対象経費から他団体等より助成された補助金を差し引いた金額を補助対象とする。</p> |
| 地域コミュニティ活性化事業 | <p>いずれかの要件を満たし、多様な目的を付加して実施されることにより地域コミュニティの活性化が図られる事業。</p> <p>1) 地域活動となる場を広げ、地域力向上につながる事業</p> <p>2) 地域課題の解決が期待できる活動事業</p> <p>3) 地域で行う活動で、文化、教育、福祉等に寄与する事業</p> | | <p>補助率 7/10以内</p> <p>補助上限額 30万円</p> <p>※ただし当該事業において国、道、または他の支援団体などの補助制度を受けている場合は、補助対象経費から他団体等より助成された補助金を差し引いた金額を補助対象とする。</p> |

| | | | |
|-----------------------|--|--|----------------------------|
| <p>フォローアップ事業</p> | <p>「協働のまちづくり事業」「地域コミュニティ活性化事業」のいずれかの事業に係る補助金を既に3年間受けた団体で、交付の対象となる事業を継続するものであって、その活動が模範となる事業。</p> | | <p>交付の対象となる事業の補助金額とする。</p> |
| <p>町内会等活動推進支援助成事業</p> | <p>いずれかの要件を満たし、地域課題の解決のために実施される事業。</p> <p>1) 町内会等の連帯意識を高め、良好なコミュニティの形成に寄与する事業</p> <p>2) 実施の効果の及ぶ範囲が特定の町内会等に限定される事業</p> <p>3) 地域担当職員と連携し、町内会の維持・継続に取り組む事業</p> | <p>会議費(会場使用代、講師謝礼代、機材使用代、茶菓代等)その他対象事業において委員が特に必要と認める経費とする。</p> | <p>補助上限額 5万</p> |

※補助金額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。